

佐伯市公告第54号

要件設定型一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び佐伯市契約規則(平成17年佐伯市規則第66号)第22条の規定に基づき公告する。

令和7年6月3日

佐伯市長 富 高 国



第1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 物 件 名 | 令和7年度 軽自動車購入(軽自動車貨物・乗車定員2人) |
| 2 納 入 場 所 | 佐伯市役所(佐伯市中村南町1番1号) |
| 3 納 入 期 限 | 令和7年10月31日(金) |
| 4 主 な 仕 様 | 軽自動車購入(軽自動車貨物・乗車定員2人) |
| 5 予 定 価 格 | 公表しない |
| 6 最低制限価格 | 適用しない |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者又は同条第2項の規定に基づく佐伯市の入札参加制限を受けていない者であること。
- 2 佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱(平成24年佐伯市告示第155号。以下「競争入札参加資格要綱」という。)に規定する有資格者であること。
- 3 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準(平成24年告示第163号。以下「指名停止基準」という。)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 入札予定日以前3か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 5 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- 6 この入札に参加しようとする個人又は法人の役員等(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。)が、佐伯市暴力団排除条例(平成23年佐伯市条例第43号。)第6条第1項に定める暴力団関係者でない者であること。

第3 入札手続等

- 1 担当課(入札及び契約担当課)

郵便番号 876-8585

佐伯市中村南町1番1号(佐伯市役所 本庁舎4階)

佐伯市建設部 建設総務課 企画調整係

電話番号 0972-22-3521(直通)

FAX番号 0972-24-2615

2 本公告の写し及び仕様書の交付の期間、場所及び方法

(1) 交付期間

令和7年6月3日(火)から令和7年6月16日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所

第3の1に同じ

(3) 交付方法

交付については、直接交付のほか、インターネット(佐伯市ホームページ <http://www.city.saiki.oita.jp/>)による。

3 仕様書に対する質問書の提出方法等

(1) 仕様書に対する質問がある場合には、次により書面(様式は任意)を提出すること。

ア 提出期間 令和7年6月3日(火)から令和7年6月9日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所 第3の1に同じ

ウ 提出方法 持参、郵送又はFAXとする。

FAXによる質問書提出の場合、送信後、電話連絡もあわせて行うこと。

(2) 質問者に対する回答の期限

ア 質問者に対する回答の期限は、原則として質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内(土曜日及び日曜日を除く。)とする。

イ 回答はFAXにて行う。

(3) 質問に対する回答の閲覧期間

ア 質問に対する回答の閲覧期間

原則として、第3の3の(1)アの提出期間の最終日の翌日から起算して4日(土曜日及び日曜日を除く。)後までに開始し、入札予定日の前日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 閲覧場所 第3の1に同じ

4 競争入札参加資格確認申請書の提出期間等

この入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を下記により提出しなければならない。

(1) 提出期間 令和7年6月3日(火)から令和7年6月16日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出方法 提出期間内に第3の1の場所に持参又は郵送にて提出すること。郵送する場合は令和7年6月16日(月)午後5時までに第3の1の場所に必着すること。電送によるものは受け付けない。

(3) 提出書類 申請書 1部

(4) 提出された申請書は、返却しないものとする。

(5) (1)の提出期限以降における申請書の修正、差替え又は再提出は、原則として認めないものとする。

(6) 申請書の様式の配布は第3の1の場所にて行うほか、インターネット(佐伯市ホームページ <http://www.city.saiki.oita.jp/>)による。

5 競争入札参加資格の確認及び通知

入札参加者から提出された申請書に基づき、令和7年6月17日(火)までに競争入札参加資格要綱に規定する有資格者であるか確認するものとする。有資格者に対する確認の通知は、省略することができるものとし、有資格者でない者に対する入札参加資格を有しない旨の通知は、令和7年6月17日(火)までに行うものとする。

6 入札説明会 実施しない。

7 入札保証金 免除する。

8 入札

(1) 入札方法

郵便入札とする。

令和7年6月17日(火)から令和7年6月26日(木)午後5時までに一般書留又は簡易書留により、第3の1の担当課へ必着すること。持参及びその他の方法によるものは受け付けない。郵送に係る費用は入札者の負担とする。なお、郵便入札の場合、入札書は代表者が作成するため、当該入札に関する委任状は不要である。

(2) 開札日時及び場所

令和7年6月27日(金) 午前9時00分

佐伯市役所本庁舎4階 401会議室

(3) 開札の立会

開札の立会を希望する場合(各者1名まで)は、開札立会申請書を開札日前日の正午までにFAX送信し、送信後、電話連絡もあわせて行うこと。立会の受付は、開札予定時間10分前から行うものとする。なお、入札参加者の立会がない場合は、当市の指定した当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札をするものとする。

(4) 入札回数 原則として初度のみの1回とする。

(5) その他

ア 入札参加者は、物品の製造に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとする。

イ 落札者の決定は、最低価格落札方式で行う。

ウ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とする。

エ 入札書への記載は、ペン又はボールペン(えんぴつは不可)を使用すること。

オ 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

キ 入札書の郵送後においても入札の辞退を認めるものとする。この場合において、辞退しようとする入札参加者は、開札日時までに入札辞退届を入札執行者に提出しなければならない。

第4 落札者の決定

1 開札後は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、入札者によりあらかじめ入札書に記載されたくじ番号を用い、くじにより落札者を決定する。くじの仕組みは以下のとおりとする。

(1) くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字を記入する。なお、くじ番号の記入がない又は「000」の場合は書留お問い合わせ番号の下3桁の数値を使用する。(くじ番号は、3文字組み合わせた数字のうち、左を百の位、中を十の位、右を一の位とする。)

書留お問い合わせ番号(書留引受番号)は郵便追跡用に使用する番号で、*** (3桁) ** (2桁) *** (5桁) * (1桁) 合計11桁で表示された番号

- (2) 書留お問い合わせ番号の下4桁の小さいものから順に、「抽選番号」(0、1、2、3...)を付与する。
 - (3) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計を同額入札者の数で除算し、余りを算出する。
 - (4) 上記(3)の計算結果による余りと一致した上記(2)の「抽選番号」の入札参加者を落札者とする。
- 2 入札の結果については、すべての入札者に対し、開札日の午後5時までに通知する。

第5 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、第3の3の通知を受けた日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由の説明について、書面(様式は任意)を持参して求めることができる。ただし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- 2 1の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。
- 3 1の書面の提出場所は、第3の1の担当課とする。

第6 契約保証金

- 1 契約者は、佐伯市契約規則第6条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
- 2 1の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供を持って代えることができる。この場合において、当該担保の価格は、(1)及び(2)にあつては額面金額、(3)及び(4)にあつては時価の10分の8として算定する。
 - (1) 国債又は地方債
 - (2) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - (3) 政府保証のある債券
 - (4) 市長が確実と認める社債
 - (5) 銀行その他市長が確実と認める金融機関の保証
- 3 佐伯市契約規則第6条第3項の規定に該当する場合には、契約保証金を免除することができる。

第7 入札の無効

- 1 佐伯市契約規則第28条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。
 - (1) 記名押印を欠く入札
 - (2) 金額の記載がない入札
 - (3) 入札書に入札者の記名がなく、入札者が判明できないとき。
 - (4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。
 - (5) 二以上の意思表示をした入札
 - (6) この公告に示した申請書等を提出しない者のした入札(申請書等の未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。)
 - (7) この公告に示した競争参加資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者の入札
 - (8) 申請書等の説明を求めた場合において、正当な理由無くこれを拒否した者のした入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 この入札において情報が寄せられ、落札予定者が明らかであり、当該情報が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該情報を談合情報として取り扱うものとする。また、談合があったと認定した場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えたうえで再度公告を行う

ものとする。

- (1) 入札に参加する者が落札予定者等について話し合った事実を客観的に示すメモ、録音又は録画テープ、FAX送信票等の具体的な物証
- (2) 落札予定金額(率)
- (3) 一般競争入札においては、入札参加者。ただし、入札参加者が容易に類推できる入札に係る情報を除く。
- (4) その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの

第8 契約書の作成

- 1 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- 2 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。
- 4 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

第9 支払条件

- 1 前払い金 なし
- 2 出来高払 なし

第10 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、佐伯市契約規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- 2 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 契約担当者は、落札者決定後、契約締結までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消しを行うことができるものとする。
この場合において、契約担当者は落札者決定の取消しに伴う損害賠償の責を一切負わないものとする。
 - (1) 指名停止に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - (2) この入札の公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- 4 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- 5 契約担当者は、必要があると認められる場合は、入札若しくは開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、入札若しくは開札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- 6 この競争入札に参加しようとした者から提出された申請書等は、公表しないものとする。ただし、情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法第197条第2項による照会等があったときはこの限りでない。
- 7 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。
- 8 その他不明な点は、第3の1まで照会すること。